

## 第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本理念

唐津市の全てのこどもがすこやかに成長し、今も、これからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

#### 基本理念

**こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津**

「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念として、次代を担うこどもたちがすこやかに生まれ、育成される社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

本計画は、子育てを支援するより良い環境づくりはもちろんのこと、こども基本法の考えに基づき、全てのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくものです。

このことから、「全てのこども」「すこやかな育ち」「幸せな状態（ウェルビーイング）」という3つの方向性を示す「こどもみんなが すこやかに 幸せに」を理念の基礎に据えます。

また、前計画における「生み育てやすい」は、保護者からの視点によるものであることから、本計画では、こどもを主体とした「育つ」という言葉を使います。

そして、こどもは家庭の希望であり、唐津の宝であり、こども一人ひとりの幸せな育ちは市民全ての願いであることから、まち全体を示す「唐津」で理念を締めくくり、地域全体でこどもと子育て家庭を応援していく決意を込めます。

以上により、本計画における基本理念を、「こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」と設定します。

## 2 基本方針

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務の第一として「子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」としています。

そして、基本指針では、こども・子育て支援を、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」としています。

障がい、疾病、虐待、経済的状況、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、全てのこどもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障することは、唐津市においてもこれまで基本に据えてきた考え方であり、本計画においてもそれを踏襲して、以下のとおり基本方針を定めます。

### 基本方針1

### こども・子育て支援の充実

就学前のこどもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的確保を行い、質を向上します。就学後のこどもについて、放課後の安全な居場所を確保することに努めます。

妊娠・出産期から学童期、さらに18歳未満までのこどもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、こどもの健全な発達のための環境を整えます。

### 取り組みの内容

- 幼児期の教育・保育の提供
- 地域子ども・子育て支援事業の実施

## 第4章 こども・子育て支援に関する施策

## 基本方針2

## 「こどもまんなか社会」の実現

こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、全ての人がこどもや子育て世帯を応援する社会に向けた意識改革を後押しし、保護者が男女を問わず社会で活躍しながら安心してこどもを生き育てられる環境を整えます。

また、全てのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたってすこやかに成長できる社会を実現させるべく、こどもの視点に立って、地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのあるこどもへの対応など、支援環境の整備によりこどもの権利を守ります。

### 取り組みの内容

- 地域における子育ての支援
- 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
- こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- こども等の安全の確保
- 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進

## 第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策



## 第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

### 3 施策の体系

基本理念	基本方針	施策・事業
いじめもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津	基本方針1 こども・子育て支援の充実	第4章 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
		第4章 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
		第5章 1 地域における子育ての支援
		(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 児童の健全育成 (5) 子育てに伴う経済的支援の充実
		第5章 2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
		(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
		第5章 3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備
		(1) 次代の親の育成 (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
		第5章 4 子育てを支援する生活環境の整備
	基本方針2 「こどもまんなか社会」の実現	(1) 良質な住宅および居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 身近な生活圏における公園の整備 (4) 安心して外出できる環境の整備
		第5章 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
		(1) 多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等 (2) 仕事と子育ての両立の推進
		第5章 6 こども等の安全の確保
		(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 虐待被害に遭ったこどもの保護の推進
	第5章 7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進	
	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 経済的に困窮する妊産婦への支援 (4) 障がい児施策の充実 (5) 社会的養護が必要なこどもへの施策 (6) ヤングケアラーへの支援	
	第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策	